（職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部改正）

第二条　職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令（平成十四年厚生労働省令第七十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

眼鏡作製	製作等作業試験
知的財産管理	（略）
（略）	（略）

（新設）	（新設）
知的財産管理	（略）
（略）	（略）

改正後

職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関として、次の表の検定職種の欄に掲げる職種に応じ、それぞれ同表の指定試験機関の欄に掲げる者を指定する。

検定職種	指定試験機関			
	名称	主たる事務所の所在地	試験業務の範囲	指定の日
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
ファインシャル・プランニング	（略）	（略）	（略）	（略）
眼鏡作製	公益社団法人日本眼鏡技術者協会	大阪府大阪市淀川区宮原一丁目二番六号	眼鏡作製職種に係る技能検定試験のうち、次に掲げるものの実施に関する業務 一　一級 イ　実技試験 ロ　学科試験 二　二級 イ　実技試験 ロ　学科試験	令和三年八月十三日
知的財産管理	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

改正前

職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関として、次の表の検定職種の欄に掲げる職種に応じ、それぞれ同表の指定試験機関の欄に掲げる者を指定する。

検定職種	指定試験機関			
	名称	主たる事務所の所在地	試験業務の範囲	指定の日
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
ファインシャル・プランニング	（略）	（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
知的財産管理	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。